

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。

(会議録の作成及び公表)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が会議において指名した2人の協議会の委員が署名しなければならない。

3 会議録は、協議会の事務局及び規約第1条に規定する構成市町村において一般の閲覧に供するとともに、協議会のホームページに掲載するものとする。

(会議運営委員会)

第4条 会議を円滑に運営するため、協議会に会議運営委員会を置く。

2 会議運営委員会は、会長、協議会の副会長、規約第8条第1項第1号に規定する委員及び上越市議会議長をもって組織する。

3 会議運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事進行)

第5条 会議の議事は、原則として出席した協議会の委員の全会一致をもって決する。ただし、全会一致とならない議事は、出席した協議会の委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

(委員の代理出席)

第6条 協議会の委員の代理出席は、これを認めないものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、備付けの会議傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、論評その他の行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等他の傍聴人の傍聴の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、広告物の配布その他の示威的行為をしないこと。
- (4) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。

2 傍聴人は、会長又は係員の指示に従わなければならない。

3 会長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を直ちに退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年10月7日から施行する。